

介護保険法に基づく指定の一部効力停止処分について
(ご報告とお詫び)

当法人が運営する特別養護老人ホーム菅の里において、川崎市による介護保険法に基づく監査の結果、令和6年11月25日に指定の一部効力停止処分を受けましたので、下記の通りご報告するとともに、ご利用者様、ご家族様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

記

1. 指定の一部効力停止の内容について

事業所名	特別養護老人ホーム菅の里
事業所番号	1475400188
所在地	神奈川県川崎市多摩区菅北浦3丁目10番20号
サービス種別	指定介護老人福祉施設、指定(介護予防)短期入所生活介護
指定年月日	平成12年1月11日
効力停止期間	令和7年1月1日から令和7年3月31日 (新規利用者受入停止 3か月)

2. 指定の一部効力停止の理由

職員による人格尊重義務違反

- (1) 令和6年7月の夜間帯において、職員1名がベッド脇に滑落した利用者1名をベッドに放り投げた。
- (2) 令和6年6月から7月の夜間帯において、職員2名が、少なくとも2名の利用者に対して、ナースコールに対応していなかった。

3. 本件に対する対応について

当法人としては、今回の指定の一部効力停止処分を重大かつ真摯に受け止め、再発防止に施設が一丸となって取り組んでまいります。また、再発防止策については、本事案が発生した後に「不適切な介護根絶プロジェクト委員会」を設置し、虐待防止の研修の実施やマニュアルの整備等を行い、この度川崎市に改善計画を提出しております。今後、同市の指導を受けながら改善計画を継続して実施するとともに、その実施状況と改善状況について定期的に同市に報告をし、ご利用者様が安心、安全な生活を最優先に適切なサービスを提供し、信頼回復に努めてまいります。

【問い合わせ先】

特別養護老人ホーム菅の里
TEL 044-946-3400